

インターネット接続サービス t-LINE_V6 利用規約

第 1 条（取扱の準則）

1. 株式会社テクノル（以下「当社」とします。）は「インターネット接続サービス t-LINE_V6 利用規約」（以下「本規約」とします。）を定め、本規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者に対し「t-LINE_V6」（以下、「IP 通信サービス」）を提供します。

第 2 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更する場合があります。この場合には料金その他提供条件は、変更後の本規約によることとします。
2. 本規約を変更する場合は、当社は当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により変更後速やかにその内容を通知します。

第 3 条（用語の定義）

1. 本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- （1）電気通信設備：電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- （2）電気通信事業者：電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第 1 条第 1 項の登録を受けた方、同第 16 条第 1 項の規定による届出を行った方
- （3）電気通信サービス：電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- （4）IP 通信サービス利用契約：当社から IP 通信サービスの提供を受けるための契約
- （5）利用契約：IP 通信サービス利用契約の総称
- （6）契約者：当社と利用契約を締結している法人等
- （7）利用者：契約者が当社の IP 通信サービスを活用して、インターネット接続サービス等を提供する個人・法人等
- （8）IP アドレス：インターネットプロトコルで定められているアドレス
- （9）初期費用：利用契約および変更契約に基づき、契約者が一時金として、支払う金額
- （10）月額料金：利用契約に基づき、契約者が 1 ヶ月を単位として、支払う金額
- （11）消費税相当額：消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 4 条（協議）

1. 本規約に定めのない事項については、契約者と当社の協議によって定めることとします。

第 5 条（特約）

1. 当社は業務上必要性が認められた場合は、契約者と特約を定めることがあります。

第 6 条（サービスの提供範囲）

1. 当社が提供する IP 通信サービスの提供範囲は日本国内とします。

第 7 条（契約資格、利用資格）

1. IP 通信サービス利用契約を締結するには、契約者名義が法人である場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）に限ります。

2. 契約者は、東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社の提供する①「フレッツ 光ネクスト」、②「フレッツ 光ライト」、③「フレッツ 光クロス」または④光コラボレーションモデルにより光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービス（①から④までのサービスを総称して以下「光回線」と呼ぶ。）のいずれかのサービス品目、および当社の指定する光回線の付加サービス等を契約している利用者に対してのみ、IP 通信サービスを提供することができます。

3. 契約者は、当社の指定する方法で、前項に定めのある東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が提供する一部のサービスについて、利用者に代行して申し込むことができます（以下「代行申込」とします）。

4. 契約者は、代行申込をする場合、別紙 2 に定める「代行申込機能利用規約」の各条を遵守するものとします。

第 8 条（契約の単位）

1. 当社は、1 の種類の 1 の IP 通信サービス毎に 1 の IP 通信サービス利用契約を締結するものとします。

第19条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である法人等による契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該承継法人等に書面により通知を行い当該利用契約を解除することができます。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、承継した法人等は当該利用契約に基づく被承継契約者の当社に対する一切の権利及び義務を承継したものとします。

第20条（契約者の義務）

1. 契約者は本規約に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第21条（IP アドレスの利用および割り当て）

1. 契約者は、当社の指定する方法を通じて、IP 通信サービスの利用者の特定に必要な情報を当社に通知し、当社から承諾を得ることにより、その者に当社が提供する IPv6 アドレスを利用させることができます。
2. IP 通信サービスの利用に関して必要な IPv6 アドレスについては、当社が東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社に払出したアドレス空間から東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社がそれぞれの計画に基づいて利用者の光回線 1 契約に対し 1 プレフィックス（以下、「ID」と呼ぶ。）を割り当てます。
3. 前項に基づき割り当てられた以外の ID を使用し IP 通信サービスを利用することはできません。
4. ID の割り当ては、契約者が第 1 項の規定に従い IP 通信サービスの利用者の特定に必要な情報を当社に通知し、当社から承諾を得た後、当社が当該利用者の情報を用いて東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社に対して申し込むことにより、行います。
5. 利用者に提供する ID のプレフィックス長は当社が指定した単位とします。

第22条（禁止事項）

1. 契約者は次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。
- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
 - (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
 - (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他人の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声、もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結び付くもしくは結び付く恐れの高い行為または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (8) IP 通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (9) 他人になりすまして IP 通信サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます）
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
 - (12) 他人が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある電子メールを送信する行為
 - (13) 当社もしくは他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為
 - (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
 - (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他社に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他社を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (20) あらかじめ当社の承諾無く、IP 通信サービスを不特定の第三者に利用させる行為
 - (21) ID、パスワード、その他個人もしくは法人に属する情報を WEB サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人もしくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為またはその恐れのある行為

(22) 短時間で他のユーザーの快適な利用を損なうトラフィック量を発生させることにより、IP 通信サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、または与える恐れのある様態において通信をする行為

(23) その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

(24) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインも含まれます。）に反する行為または前各号に類する行為

第 2 3 条（契約者の義務違反）

1. 契約者が、第 2 0 条（契約者の義務）または前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が IP 通信サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償する事ができるものとします。

第 2 4 条（サービス品質保証または保証の限定）

1. IP 通信サービスにおけるインターネット接続時の通信速度・帯域に関しては保証いたしません。ベストエフォート型サービスとなります。

第 2 5 条（当社の免責）

1. 当社は前条（サービスの品質保証または保証の限定）によって定められた品質保証の違背による返金等、本規約において明示的に規定された場合を除き、契約者が IP 通信サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、契約者に対して一切の賠償の責任を負わないものとします。

第 2 6 条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取扱うため、IP 通信サービスを制限する措置をとることがあります。

第 2 7 条（提供中止）

1. 当社は次の場合には、IP 通信サービスの提供を一時的に中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき。

(3) 第 2 6 条（利用の制限）の規定によるとき。

(4) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、IP 通信サービスの提供を行うことが困難になったとき。

2. 当社は、IP 通信サービスの提供を一時的に中止する場合には、契約者に対し 7 日以上前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、この限りではありません。

第 2 8 条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、IP 通信サービスの提供を停止することがあります。

(1) 当該利用契約上の債務の支払を怠ったとき。

(2) 第 2 0 条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき。

(3) 第 2 2 条（禁止事項）の規定に違反したとき。

(4) 当社が別に定める利用規定を逸脱したとき。

2. 当社は前項の規定により IP 通信サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、事後に通知します。

第 2 9 条（サービスの廃止）

1. 当社は IP 通信サービスを廃止する場合があります。

2. 当社は前項の規定により IP 通信サービスを廃止する場合は、契約者に対し、廃止する 6 ヶ月前までに書面および電子データによりその旨を通知します。

第 3 0 条（契約者が行う利用規約の解除）

1. IP 通信サービスにおいて、契約者が IP 通信サービス契約の解除を希望する場合、契約者は当社所定の解約申込書で通知をするものとし、当該通知において解除の効力が生じる日と指定できる日は月末日とします。

2. 契約者は、IP 通信サービス契約の解除を希望する月の 2 か月前までに解約申込書で通知するものとします。

3. 契約者が当社所定の解約申込書で通知をし、当社が当該解約申込書を受領した場合、当該通知において解除の効力が生じる日と指定した日に当該契約の解除の効力が生じるものとします。

4. 第27条（サービスの廃止）の規定によりIP通信サービスが廃止された場合は、当該廃止の日に当該利用契約が解除されたものとします。

第31条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は第28条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、同条に定める提供の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は利用契約を解除することができます。
2. 当社は前項の規定に係らず、第28条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められる場合には提供の停止をすることなく、直ちに当該利用契約を解除することができます。
3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとする場合は、書面および電子データにより契約者にその旨を通知します。

第32条（利用料金等の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し、IP通信サービスの利用に関して支払うべき料金等の額（以下「利用料金等」とします。）は、別紙1の通りとします。この場合において、支払義務は当社がIP通信サービスの利用申込を承諾した日から発生するものとします。ただし、当社の責によりIP通信サービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。
2. 契約者は当社に対し、前項で定めた利用料金等を利用契約毎に、第37条（利用料金等の支払方法）で定める方法で支払うものとします。
3. 第28条（提供停止）の規定によりIP通信サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る利用料金等の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。
4. 別紙1に定めのある月額料金において、月途中の開始および廃止の際に日割り計算は行いません。
5. 別紙1に定めのない利用料金等は、当社より別途契約者に提示することとします。

第33条（中途解約時等の違約金）

1. IP通信サービスについて、最低利用期間内における解除、契約内容の変更が発生した場合（第30条（契約者が行う利用契約の解除）第2項の規定に基づき解除された場合を除きます）には、契約者は違約金を支払うものとします。
2. IP通信サービスの違約金は、解除があった月の月額料金の合計額に、解除があった日の翌月から起算して最低利用期間の末日を含む月までの契約残月数を乗じた額とします。

第34条（品質保証違背時の減額）

1. IP通信サービスについて第24条（サービスの品質保証または保証の限定）の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生した時は、当社は、契約者の請求に基づき、IP通信サービスの種類毎に定める額を料金から減額するものとします。

第35条（利用料金等の減免）

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第32条（利用料金等の支払義務）で定める規定に係らず、臨時にその当該利用料金等を減免することがあります。
2. 当社は前項の規定により利用料金等の減免を行った場合は、契約者に対し、書面および電子データ、その他の手段により、当該内容を通知します。

第36条（損害賠償の範囲）

1. 当社の責に帰すべき事由によりIP通信サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時刻から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」とします。）当該状態が継続した場合は、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）を日数とし、月額料金のその対応する日数について、月額料金相当額を上限として利用料金等から減額します。ただし、契約者が当該減額請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該減額請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由により当社が損害賠償をする範囲は、予見可能な相当因果関係のある直接的な損害のみとし、データの消失、逸失利益、偶発的損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的賠償金等は損害賠償の範囲には含まれません。
3. 当社は契約者以外に対しては、いかなる場合であっても損害賠償責任を負いません。

第37条（利用料金等の支払方法）

1. 契約者は、IP通信サービスの利用料金等を、当社が指定する期日までに、指定する方法、金融機関等において支払うものとします。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第38条（前受金）

1. 当社は利用料金等について、あらかじめ前受金を預かる場合があります。なお、前受金には利息を付さないものとして預かります。

第39条（割増金）

1. IP 通信サービスの利用料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の二倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第40条（延滞利息）

1. 契約者は IP 通信サービスの利用料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、未払額に対する年率 14.5%の割合による延滞利息を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第41条（消費税相当額）

1. 契約者が当社に対し IP 通信サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるもの、並びに地方税法及び同法に関する法令の規定により当該地方消費税の支払が賦課されるものとされている場合は、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第42条（端数処理）

1. 当社は、利用料金等の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第43条（情報の管理）

1. 契約者は、IP 通信サービスを利用して受信し、又は送信する情報については、その消失を防止するための措置をとるものとし、当社は当該情報を保管する責任を一切負わないものとします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第44条（秘密保持）

1. 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではありません。

第45条（契約者の管理責任）

1. 契約者は、当社から発行されたサービス開始の確認書等 IP 通信サービスを運営するに必要な情報を管理する責任を負いません。

第46条（責任の分界点）

1. IP 通信サービスにおける責任分界点は、当社網と東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の IP 通信網との相互接続点とします。

第47条（当社の装置維持基準）

1. 当社は IP 通信サービスを正常な状態に維持するよう、善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第48条（準拠法）

1. 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

第49条（合意管轄裁判所）

1. 本規約に関する紛争は、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別紙 1

■ サービス内容

- ・東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）が提供するフレッツ網または NGN 網をアクセス回線とする、インターネットマルチフィード株式会社が提供する transix サービス。
- ・IPv4 アドレスの提供種別は IP アドレスを固定で払い出す「IPv4 接続（IPIP 方式）」とする。
- ・IPv4 接続（IPIP 方式）は 1 つの IP アドレスを専有する。

■ サービス品質

- ・各アクセス回線におけるインターネット接続時の通信速度・帯域を保証しないベストエフォート型サービス

■ 利用料金

サービス名	収容設計値	初期費用	月額料金
t-LINE_V6	0.5Mbps	3,000 円	4,000 円

- ・当社は当社の測定値で、上記にて定めた収容設計値を超過した場合は適用料金を甲乙協議の上、改訂できるものとする。
- ・一般 ISP 向け接続サービスでは、マンション ISP・ホテル・動画配信などの用途で利用しないことを条件とし、大容量トラフィックが想定される場合は適用料金を契約者と当社の協議の上、別途料金設定するものとする。
- ・当社は IP 通信サービスのトラフィックボリュームが大きくなった場合にトラフィック制御を行う事ができるものとする。
- ・IP 通信サービスの利用開始日は、当社が当社の指定する方法を用いて契約者に通知したアカウント契約の開始日が含まれる月（以下、「開通月」という。）とし、日割り等によらず満額支払うものとする。
- ・解約時は、解約日を含む月の末日までを課金対象とする。

■ 付則

- (1) NTT 東西の責任範囲における障害及びメンテナンス情報について、契約者は、NTT 東西の用意する媒体上の発出情報を参照することとし、当社は同情報の提示を行わない。
- (2) 上位回線提供事業者及び契約者の責任範囲における障害及びメンテナンス情報について、当社は同情報の提示を契約者に対し、当社の指定する方法にて行う。
- (3) NTT 東西及び上位回線提供事業者の都合により本サービスの提供地域が閉鎖される場合は、同三社からの通告に、契約者、当社共に従うものとする。
- (4) 契約者の申込により当社の上位回線事業者の IP 設備の許容量を超える、又はその恐れがある場合、当社は契約者の申込を承諾しないものとする。

代行申込機能利用規約

契約者は、当該サービスを契約者の利用者（以下「利用者」とする。）に提供するにあたり、利用者に代わり、利用資格である東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社の提供する一部サービスの申し込み手続きを可能とする代行申込機能（以下「本機能」とします。）を利用する場合、下記の利用規約の全ての条項および株式会社テクノル（以下「当社」とします。）が設ける個人情報保護に関する各種規程の遵守に同意するものとします。本機能およびこれに関わる情報を利用する者は、下記の利用規約および個人情報保護に関する各種規程の遵守に同意したものとみなされます。

第 1 条（利用規約の目的）

1. 本利用規約は、契約者が transix サービスオーダシステムに実装されている代行申込機能を利用し、利用者に対して東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社の提供する一部サービスの代行申し込み手続きを行う場合、契約者が同意する事項を定める事を目的とします。

第 2 条（契約者の義務）

1. 契約者は、本機能を利用するにあたり、申し込み手続きを含む委任事項について、権限の委任を次の号にあげの方法により利用者より受けるものとします。

①委任する事を証明する委任状等の書面により取得する方法

②WEB 上において委任事項に関して委任を示すチェック欄を設け、利用者が当該チェック欄に委任のチェックを入れることにより取得する方法

③委任事項につき利用者から口頭での委任を得たうえで、委任事項につき速やかに当該利用者へ書面を交付する方法

2. 契約者は、利用者より前項に規定する代理権の委任を受けるに際し、当社が別に定める重要事項を利用者に説明するものとします。

3. 契約者は、本機能を利用した申し込み後において、第 1 項に基づく委任の証跡の提示を当社が求めた場合はその求めに応じるものとします。

4. 契約者は、本機能を利用した申し込みについて、当社が定める方法により利用者・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社からの問い合わせ、苦情等の受け付けおよび対応を行うものとします。

第 3 条（契約者の義務違反）

1. 契約者が本利用規約に定めのある各条に違反した場合、当社は、「インターネット接続サービス t-LINE_V6 利用規約」（以下「通信サービス規約」とします。）第 3 1 条（当社が行う利用契約の解除）に定めのある通り、IP 通信サービスの利用契約を解除することができます。

2. 本機能を利用した申し込み後において、前条（契約者の義務）第 1 項および第 3 項に基づく代理権の存在を当社が確認できなかった場合は、これに伴い発生した損害額を当社は契約者に請求できるものとします。

3. 前項の定めのほか、当社は契約者に対して、契約者の義務違反により当社が被った損害の損害請求をすることができるものとします。また、契約者が第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をした時は、当社は契約者に対し当該賠償について求償することができるものとします。

第 4 条（免責事項）

1. 当社は、本機能の利用により契約者または利用者を含む他の第三者が被った損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 5 条（利用規約の改正）

1. 当社は、必要があると認めるときは、契約者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2. 当社は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なく通知するものとします。

3. 前項の通知後に契約者が本機能を利用するときは、契約者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。